

「リフォーム完成サポートサービス」利用規約

第1条 サービスの目的

当サービスは、パナソニック株式会社（以下「パナソニック」といいます）が紹介した「リフォームショップ紹介サービス」登録店にて施工されるリフォーム工事または建替え工事（以下総称して「工事」といいます）における工事発注者・工事請負者（以下それぞれ「工事発注者」「工事請負者」といいます）等の安全性の確保のため、工事発注者へのリフォーム工事が安全かつ円滑に行われることを目的とします。

第2条 サービスの概要

当サービスは、工事発注者および工事請負者にて締結し、パナソニックに提出された工事請負契約（以下「原契約(書)」といい、原契約の対象となる建物（仕掛部分および、建物が存する敷地内における外構・駐車場部分を含みます）を「目的建物」といいます）に基づき、工事請負者が工事発注者に対して負担する請負人としての義務について、本約款第6条に規定する範囲で、パナソニックがこれに関連する役務を提供すると共に、原契約に基づき工事請負者が工事発注者に対して負担する損害賠償債務を第7条に規定する範囲において保証するものです。また、工事発注者および工事請負者は、パナソニックによる当サービス内容について同意し、工事発注者および工事請負者としての義務と当サービスの運用について協力するものとします。

第3条 情報の機密保持

工事発注者・工事請負者およびパナソニックは、以下に定める情報について機密保持義務を負います。

①当サービスにおける約款内容

なお、当該機密情報に関する所有権、知的財産権、ノウハウ、アイデアその他一切の権利はパナソニックに帰属し、機密保持義務の効力は有効期間満了後においても、いかなる理由によっても失われないものとします。

②当サービス利用申込に係る工事発注者に関する個人情報または内部的情報、ならびに当サービス利用に関して知り得た工事請負者またはパナソニックに関する一切の内部的情報

第4条 有効期間

当サービスの有効期間は、工事発注者および工事請負者が次条に定める、当サービス利用にあたり、パナソニックが、工事発注者よりパナソニックが提供する『あんしんサポート』の利用申込書を受領した日から、原契約に基づく目的建物の工事発注者への引渡が完了するまでの期間とします。

第5条 サービス利用の条件

- パナソニックによる役務提供は、工事発注者および工事請負者が原契約を締結し、係る請負代金のすべてまたは一部を支払った日現在、以下の各号の事項が充足しており、かつ当サービスの有効期間中これらが有効に維持されていることを条件とし、当サービスが利用可能となるものとします。
 - 工事発注者および工事請負者が、原契約書(写)等をパナソニックへの提出し、当サービスの期間中、原契約書を保管すること。
 - 原契約書に請負代金の金額および支払日が明確に定められていること。
 - パナソニックの求めに応じて、次条第1号に定める確認ならびにその他本約款に定めるパナソニックからの確認、指示等に協力すること。なお、当該確認等の回数および内容は、パナソニックが定めるところによる。
 - 原契約書に定める請負代金の金額が合理的に施工可能な金額であること。
 - 原契約書に定める請負代金が支払済であることを証明できること。（支払記録等の提出）
- 原契約書に定める工事が変更したときには、工事請負者と工事発注者が締結した追加工事請負契約書をパナソニックに交付し、パナソニックが当該変更を書面により承諾した場合に限り、工事発注者及び工事請負者は、当該原契約の変更をパナソニックに対抗することができます。

第6条 サービスにおけるパナソニックの役務

当サービスは、パナソニックが次の各号に定める役務を提供することにより、履行するものとします。

- パナソニックが必要と認めた場合に限り、目的建物の工事の進捗に応じた確認を行うこと。但し、原契約書に定める請負代金の額および工事内容等により、確認を省く場合がある。
- 第9条に定める承継事由が生じた場合に、同条に基づき、原契約上の工事請負者の地位を承継させる代替工務店（以下「代替工務店」といいます）を指定すること、および、当該承継事由が生じた場合に、原契約上の工事請負者の地位を代替工務店に承継させること。

第7条 サービス範囲と限度額

- パナソニックは、当サービスの有効期間中において、第9条において規定する承継事由が生じたときは、工事請負者をして、原契約上の工事請負者の地位（既に履行済みの部分を除く。以下本条において同じ）を第9条の規定に基づきパナソニックが選定、仲介し工事発注者が同意した代替工務店に承継させるものとします。パナソニックは、代替工務店をして原契約に従い目的建物に対するリフォーム工事を完成させるよう努めることとし、工事発注者および工事請負者はこれに異議を申し述べないものとします。
- 万一、代替工務店が故意または過失なく、原契約に従ったリフォーム工事を完成させるために原契約に定める請負代金を超過した費用を要することとなったときは（工事請負者から代替工務店への工事承継のための費用を含みます。）、パナソニックによる調査の上、算出された当該超過金額を工事発注者に対して支払うことをもって、パナソニックは工事発注者に対して、工事発注者の被った損害に係る保証債務を履行するものとします。
- 第2項の規定に基づき工事発注者が受領する当該超過金額につき、工事発注者は代替工務店に対し、当該超過金額の代理受領権を代替工務店に付与するものとします。
- 第2項の規定に基づき、パナソニックが工事発注者へ支払う限度額は金300万円（税別）とします。
- 第1項の規定に基づき代替工務店が承継する原契約上の工事請負者の地位には、原契約に関連する全ての契約上の工事請負者の地位が含まれるものとし、工事請負者は、代替工務店がこれらの地位を承継する手続につき合理的な範囲で協力しなければなりません。
- パナソニックは、第6条第2項の規定にかかわらず、代替工務店を紹介出来ない場合、金300万円（税別）を上限とし、工事発注者が工事請負者に対して支払済の金額を工事発注者に支払うことにより、パナソニックの負う保証債務を消滅させることができます。
- 第1項に基づき、パナソニックが代替工務店を紹介したにも拘わらず、第9条第5項の工事発注者による不同意または、工事発注者の責により、工事継承がされない場合は、パナソニックが工事発注者に対して負う保証債務は消滅するものとします。
- 第1項の規定に拘わらず、第9条において規定する承継事由が生じた時点において、工事請負者による目的建物に対する工事が未着手の場合に限り、工事発注者は、代替工務店に工事を承継させないことを選択する権利を有するものとします。その場合、パナソニックは、金300万円（税別）を上限とし、工事発注者が工事請負者に対して支払済の金額を工事発注者に支払うことにより、パナソニックの負う保証債務を消滅させることができます。

第8条 サービス対象外の事項

以下の各号に規定する事項は、当サービスの対象外とします。

- 原契約の一部または全部が民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含み、以下同じとします）、建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含み、以下同じとします）、建設業法（昭和25年法律第100号。その後の改正を含みます）、その他建物の建築に係る関係法令（政令、省令、条例、ガイドラインその他の法律上または行政上の規範を含む。総称して以下「関係法令等」といいます）に違反し、原契約の効力の一部または全部が法的に効力を生じない場合の原契約上の工事請負者の責任、義務、および債務。
- 原契約の当事者の意思能力、行為能力、もしくは代理権の欠如もしくは瑕疵、意思表示の瑕疵もしくは欠缺、またはその他の原因により、原契約が無効または取消し

と判断され、その効力が生じないこととなった場合の原契約上の工事請負者の責任、義務、および債務。

- 建築基準法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けた内容および関係法令等に適合した工事が完了したことを確認するため、同法第7条第4項の規定に基づく検査を受け、同条第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けるために必要な手続の履踐（工事を除く）。
- 当サービス申込以後に工事発注者および工事請負者間で合意され、原契約に含まれておらず、パナソニックに通知していない追加工事、変更工事、その他の工事に関する工事請負者の義務。
- 原契約に基づく工事に関する近隣対策、その他工事を予定どおり進捗させるために必要な措置。
- 原契約に基づく工事の施工のため工事請負者が工事発注者以外の者と締結した工事下請、資材購入、雇用その他一切の契約に関する責任、義務、および債務。
- 天災地変、戦争、暴動、テロ（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を含みます）、裁判所または行政庁による差止命令・処分、その他の不可抗力または不可抗力に準じた、工事請負者およびパナソニックの責に帰することのできない事由により、原契約に基づく工事請負者の工事の履行が妨げられまたは遅延した場合、かかる不履行または遅滞により工事発注者、工事請負者、または代替工務店に生じた損害。
- 原契約において定められた期日までに目的建物のリフォーム工事が完了しなかったことにより工事発注者に生じた損害の賠償責任（遅延損害金、違約金、および得べかりし利益の補償等の支払義務を含みます）。
- 原契約に基づく工事請負人による目的建物の瑕疵または契約不適合事項についての責任。
- 原契約に基づく目的建物の性能に関する請負人の工事責任。
- 原契約に基づく工事完了後のアフターサービス。
- 事由の如何を問わず原契約が解除され、残工事部分が代替工務店に承継されなかった場合の工事発注者および工事請負者間の事後処理および精算。
- 工事発注者および工事請負者間で原契約の成立、効力、もしくは終了、原契約に基づく債務の履行内容、原契約と当サービスの関係、その他原契約に関して見解の相違が発生し合意に至らなかった場合（以下「紛争」といいます）の、その紛争上の工事請負者の責任、義務、および債務。
- 工事発注者または工事請負者が当サービスに基づくパナソニックに対する通知・報告義務に違反したことにより、工事発注者、工事請負者、パナソニックまたは代替工務店に生じた損害。
- 原契約締結後に発生した、経済事情の変動および工事請負者の資材購入先の値上げ等による建築資材高騰に伴う建築費の増加費用および損害。
- 第5条第5号におけるパナソニックの確認に応じず、または指示に従わず、工事発注者が原契約の範囲を超えた請負代金、または原契約に記載のない代金を工事請負者に対して支払ったことにより工事発注者に生じた損害。
- 前各号のほか、原契約に基づく目的建物のリフォーム工事完成以外の工事請負者の請負人としての法律上および契約上の義務。

第9条 承継事由および当サービス関係者の地位ないし義務

- 工事請負者につき、以下の各号の一に該当する事由（以下「承継事由」といいます）が生じたときは、工事発注者からパナソニックへの書面による請求により、またはパナソニックの裁量により、パナソニックが工事発注者および工事請負者に対し書面により通知することにより、パナソニックは、原契約上の工事請負者の地位（既に履行済みの部分を除きます。以下本条において同じとします）をパナソニックの指定する代替工務店に承継させるものとします。なお、工事請負者からの書面による請求は、本項各号に定める承継事由を具体的に明示したものでなければなりません。

- 工事請負者が支払いを停止または支払不能に陥ったとき
- 工事請負者の振出または保証に係る手形または小切手が不渡処分となったとき
- 工事請負者が、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始または特別清算開始の申立を受け、あるいは自らその申立をしたとき
- 工事請負者が重要な営業の譲渡を行ったとき
- 工事請負者が保全処分もしくは強制執行の申立を受け、または公租公課に基づく滞納処分を受けたとき
- 工事請負者によるリフォーム工事請負業務の運営に関して重大な関係法令等に反する事態を生じたと認められるとき、または同業務の運営に重大な影響を及ぼす行政処分（許可の取消し、営業禁止、営業停止、その他の処分を含みます）を受けたとき
- 工事請負者の信用状態（経済的信用および社会的信用を含みます）が著しく悪化し、その他原契約に基づく義務の履行が困難であり、または工事請負者による原契約に従った目的建物の完成に重大な支障を生じると認められるとき
- 工事請負者が原契約に従った目的建物のリフォーム工事を合理的理由なく1週間以上遂行せず、原契約に従った目的建物の完成に支障が生じるとパナソニックが合理的に判断したとき
- 前項の通知には、承継事由の概要、代替工務店の概要およびパナソニックが定める、承継事由発生後相当期間を経過した、原契約上の工事請負者の地位の承継日（以下「承継日」といいます）の記載が含まれますが、第1号から第5号のいずれかの事由に該当する場合には、当該事由発生日をもって承継日とします。
- 原契約上の工事請負者の地位の、工事請負者から代替工務店への承継は、代替工務店の承諾をもってその効力を生じるものとします。
- 工事請負者は、代替工務店が原契約上の工事請負者の地位の承継に承諾し、かつ前項の規定に基づき工事請負者がパナソニックから通知を受領した場合には、承継日をもって原契約上の工事請負者の地位が代替工務店に承継され、以後工事請負者は原契約から離脱することをあらかじめ承認します。但し、次項の規定により工事発注者の同意が得られなかった場合にはこの限りではありません。
- 工事発注者は、第1項の規定に基づきパナソニックから通知を受領した場合には、当該受領日から5日以内に、パナソニックに対して同意または不同意の意思表示をしなければなりません。上記期限までに工事発注者による不同意の通知がなされないときは、工事発注者による同意があったものとみなされます。
- 前5項の規定に基づき、パナソニックが代替工務店に原契約上の工事請負者の地位を代替工務店に承継させた場合においては、原契約に定められた目的建物のリフォーム工事完成予定日が合理的な期間延長されることについて工事発注者は予め同意するものとし、この工事期間の合理的期間の延長に基づき工事発注者に発生した一切の損害について、工事請負者、パナソニックおよび代替工務店に対して請求することはできません。
- 工事請負者は、第1項各号における承継事由が生じた場合には、承継日もしくは引渡日にリフォーム工事の目的建物の占有を解いて、これを代替工務店に引渡さなければなりません。なお、工事請負者からの下請業者が目的建物内の一部または全部を占有している場合は、工事請負者は、当該下請業者に指図して代替工務店に対して占有移転する義務を負います。
- 工事請負者は、パナソニックから第1項および第2項の規定に従った通知を受領したときから代替工務店がリフォーム工事を開始するまでの間は、引き続き善良なる管理者の注意をもってリフォーム工事に係る目的建物の占有を確保しこれを管理しなければならず、パナソニックは、代替工務店がリフォーム工事を開始するまでの間は、リフォーム工事に係る目的建物の占有を確保しこれを管理することができ、工事請負者はこれに協力します。
- 本約款に従い原契約上の工事請負者の地位が代替工務店に承継された場合には、工事請負者は、代替工務店に対し、原契約書、目的建物に係る設計図書、建築確認申請書（受理印のあるもの）、保険契約申込書受理証、その他原契約上請負人が有すべき一切の書類（原本のあるものは原本、ないものは写し）および電子データ等を直ちに引き渡すものとします。
- 第3項の規定にかかわらず、工事発注者、工事請負者およびパナソニックは、承継日現在工事請負者が工事発注者に対して負担する目的建物の工事履行義務以外の既発生の債務、および原契約に基づく工事の施工のため工事請負者が工事発注者以外の者と締結した工事下請、資材購入、雇用その他一切の契約上の地位については代替工務店に承継されず、引き続き工事請負者が負担するものとすることを確認します。
- 工事請負者は、第7項に定める目的建物の引渡しの際、目的建物内に工事請負者の所有または管理に属する什器、備品、機器、設備、その他の物品が存在する場合には、直ちにこれを撤去搬出するものとします。工事請負者が直ちにこれらを搬出撤去しない場合には、代替工務店は工事請負者の費用負担において、任意に当該物品を撤去・搬出することができるものとします。
- 工事請負者は、本条によって原契約上の地位を代替工務店に譲渡した場合において、工事発注者に対する未収債権を有する場合であっても、本約款に基づき、当該未収債権の履行期が承継されたリフォーム工事完成後となることを承認し、承継日以降、目的建物につき商事留置権を行使しないことを確約するものとします。また、工事中の目的建物の所有権については、工事発注者に帰属するものとします。

第10条 不可抗力

天災地変、戦争、暴動、テロ（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を含みます）、裁判所または行政庁による差止命令・処分、その他の不可抗力または不可抗力に準じた工事請負者およびパナソニックの責に帰することのできない事由

により、原契約に基づく工事請負者の工事の履行が妨げられまたは遅滞した場合には、かかる不履行または遅滞による本約款の義務の不履行または遅滞についてはいずれの当事者の義務違反とならないものとします。但し、不可抗力事由が1ヶ月を超えて継続し、その後も復旧する合理的見込みがたたない場合には、パナソニックは工事発注者および工事請負者に対して通知することにより、何らの損害賠償および補償の責任を負担することなく当サービスを終了させることができます。但し、通信手段または郵便が機能していない状況において、かかる通知は、本約款の通知方法に関する規定にかかわらず、当該状況下における最善の手段を用いれば足りるものとします。

第 11 条 承継事由の発生と債権譲渡の対価の精

- 第9条の規定に従い原契約上の工事請負者の地位が、工事請負者から代替工務店に承継された場合には、工事請負者が工事発注者に対して有する工事代金請求権は、承継日現在の工事出来高分としてパナソニックが認定した額につき、承継日をもって当然に工事請負者から代替工務店に対して譲渡し、工事発注者はかかる譲渡につき、工事請負者に対して工事出来高分より多くの請負代金を支払ったとしても、これを異議なく承諾し、代替工務店に対して代替工務店が実施する工事出来高分に相当する請負代金を支払わなければならないものとします。
- 前項に基づき代替工務店に譲渡された請負代金の残余金について、工事請負者に対する未払い金があるときは、工事請負者は、原契約に基づく支払時期の定めにかかわらず、代替工務店による原契約に基づく工事完了まで、工事発注者に対しその支払いを請求することができません。

第 12 条 免責

以下の場合においては、パナソニックは本約款に基づく役務および債務を免れます。

- ①工事発注者もしくは工事請負者が、第5条記載の当サービスの利用条件に違反したとき
- ②工事発注者もしくは工事請負者が、パナソニックに提出する原契約および各種資料内に虚偽の記載をしたとき。
- ③第8条各号に定める事由により、原契約が履行不能となったとき
- ④第17条に基づき、当サービス利用契約が解除されたとき
- ⑤事由の如何を問わず、原契約が解除されたとき
- ⑥工事発注者と工事請負者の間の合意により、原契約が合意解約されたとき

第 13 条 告知義務

当サービスの利用にあたり、工事発注者および工事請負者は、パナソニックに提出する各種資料の記載事項に不実な事を告げたとき、あるいは重要な事実を告げなかったときは、パナソニックは当サービスの履行を行わず、当サービスの利用契約を解除することができます。また、当該資料の記載事項に変更があった場合には、直ちにパナソニックに通知しなければなりません。

第 14 条 通知義務

工事発注者または工事請負者は、本約款に定めるほか、次の各号の事由の発生を認知したときは、遅滞なくパナソニックに通知するものとします。

- ①原契約に規定する工事の期間の変更
- ②設計変更にもなう原契約の変更
- ③原契約に基づく工事の全部または一部の施工の中止
- ④原契約に基づく工事の工法の変更
- ⑤原契約に基づく工事の目的物または工事用の資材もしくは機器に関する重大な損害の発生
- ⑥原契約に基づく工事の施工にともない工事請負者が第三者に損害を及ぼし、または損害賠償請求を受けたこと
- ⑦工事請負者に承継事由が生じたこと
- ⑧第8条に規定する当サービス対象外の事由の発生
- ⑨原契約の解除事由の発生
- ⑩その他原契約に基づく工事請負者の義務の履行に重大な影響を及ぼす行為または事実の発生

第 15 条 相殺禁止

工事発注者および工事請負者は、原契約以外の原因により相手方に対して債権を有する場合でも、当該債権を自働債権、原契約に基づく相手方に対する債務を受働債権として、対当額において相殺することができません。

第 16 条 サービスの利用解約

- 当サービスの有効期間中であっても、工事発注者および工事請負者は、連名にてパナソニックに対して通知をすることにより、いつでも当サービスの利用解約申し入れをすることができます。
- 事由の如何を問わず原契約が終了した場合には、当サービスは当該終了と同時に当然にその効力を失います。但し、第9条に規定する承継事由に基づく原契約の解約は除きます。

第 17 条 サービス利用契約の解除

- 工事発注者が本約款に違反したときは、他の当事者は相当な期間を定めて催告のうえ当サービス利用契約を解除することができます。
- 工事発注者に以下の事由が生じたときは、他の当事者はなんら通知、催告を要せず当サービス利用契約を解除することができます。
 - ①工事発注者が支払いを停止または支払不能に陥ったとき
 - ②工事発注者の振出または保証に係る手形または小切手が不渡処分となったとき
 - ③工事発注者が、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始または特別清算開始の申立を受け、あるいは自らその申立をしたとき
 - ④工事発注者が保全処分もしくは強制執行の申立を受け、または公租公課に基づく滞納処分を受けたとき
 - ⑤工事発注者の信用状態が著しく悪化し、原契約ないし本約款に基づく義務の履行が困難であると認められるとき
- 工事発注者および工事請負者が第14条に定める告知義務に違反したときは、当サービス利用契約は当然に解除となります。
- 工事発注者、工事請負者またはパナソニックが第20条に定める規定に違反したときは、他の当事者はなんら通知、催告を要せず当サービス利用契約を解除することができます。

第 18 条 原契約との優先関係

工事発注者および工事請負者は、本約款のいずれかの条項が原契約の条項と矛盾または抵触する場合には、本約款に別段の規定のある場合を除き、当該矛盾または抵触する範囲において、本約款の規定が優先して適用されることを相互に確認しました。

第 19 条 反社会的勢力の非関与

- 工事発注者、工事請負者またはパナソニックは、他の当事者に対し、自己(法人の場合には、当該法人の役員等を含みます。以下同じ。)または自己の代理人等(パナソニックにおいては代替工務店を含みます。)が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。)に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
 - ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 工事発注者、工事請負者またはパナソニックは、他の当事者に対し、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれにも該当する行為を行わないことおよびパナソニックは、他の当事者に対し、パナソニックが代替工務店をして以下の各号のいずれにも該当する行為を行わせないこと(代替工務店が第三者を利用して行う場合を含みます。)を表明し、保証するものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③対象取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて他の当事者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
 - 工事発注者、工事請負者またはパナソニックは、前2項の規定に反する事項が判明した場合、他の当事者に対し、直ちにその事実を報告するものとします。
 - 工事発注者、工事請負人またはパナソニックが前3項の規定に違反した場合、他の当事者は催告その他何らの手続およびいかなる損害の補償も要せず、直ちに本約款に基づく取引を解消し、本約款の全てを解除することができるものとします。

第 20 条 個人情報の取り扱い

- パナソニックは、当サービスの役務提供のために、工事発注者の個人情報及び個人データを利用します。
- パナソニックは、前項の個人情報及び個人データを、本契約以外の目的で工事発注者の同意を得ずに第三者に開示・提供・預託することはありません。ただし、官公庁等から法的な手続きにより個人情報について開示が求められた場合は、関係法令に反しない範囲において、工事発注者の同意なく情報を提供する場合があります。
- 第16条及び第17条により、当サービスが解除または終了したとき、その他工事発注者が要求したときは、パナソニックは工事発注者から提供を受けた個人情報を含む資料等(複製または改変された資料を含みます)を遅滞なく工事発注者に返還または工事発注者の指示に従って復元不可能な方法により処分するものとします。

第 21 条 準拠法

本約款は、日本法を準拠法とし日本法にしたがって解釈されます。

第 22 条 専属管轄裁判所

工事発注者、工事請負者およびパナソニックは、当サービスに関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属管轄裁判所とします。

第 23 条 協議事項

本約款に定めなき事項、または本約款の各条項に疑義が生じたときは、民法その他の規定および取引慣行に従い、工事発注者、工事請負者およびパナソニックは誠意をもって協議を行い、その解決を図るものとします。

パナソニック株式会社

〒105－8301 東京都港区東新橋1－5－1

「リフォームショップ紹介サービス」運営事務局

制定日： 2020 年 4 月 1 日

ZDCT1912 202003-1.5YK